

倉敷市同窓会開催支援補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、市内の学校の卒業生が開催する同窓会に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付し、若者の同窓生の交流を促すことにより出会いの機会を創出し、もって結婚への関心の向上並びにUターン及び定住の促進に繋げることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 市内に所在する、又は所在していた小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学（短期大学を含む）及び専修学校専門課程をいう。
- (2) 同窓会 同一の学校の卒業生が主催し、学級、学年、部活動等の単位で開催される親睦会（学校単位で開催されるものを除く。）をいう。
- (3) 交付対象出席者 同窓会の出席者（教員、顧問その他当該同窓会の出席者に特別の縁故がある者を含む。）のうち、当該同窓会を開催する日が属する年度の末日において年齢が23歳以上35歳以下の者（同一年度において、既に本補助金の交付の対象となった同窓会に出席した者を除く。）をいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる同窓会は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内の飲食店、ホテル又は旅館で開催されるもの
- (2) 男女各1名以上かつ10名以上（学級、学年、部活動等の当該同窓会の開催単位に属する者の人数が100名以上の場合は20名以上）の交付対象出席者が出席するもの
- (3) 交付対象出席者全員が、市が指定するアンケート調査への回答、パンフレット等の配布及び市の情報発信等への協力を承諾していること。
- (4) 開催にかかる経費（飲食費等を含む。）の額が補助金の額を超えていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が出席者

に含まれていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する同窓会は、補助金の交付の対象としない。

(1) 本市又は他の団体から補助金等の交付を受けているもの又は受ける予定となっているもの

(2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの

(3) その他市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認めるもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、交付対象出席者の数に1,000円を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。

(計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする同窓会の代表者（以下「申請者」という。）は、同窓会開催日の7日前までに、開催に係る計画を記載した所定の同窓会開催計画書に同窓会出席（予定）者名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第6条 申請者は、同窓会の開催後30日以内に、所定の交付申請書兼報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 出席者名簿

(2) 利用した飲食店等の領収書及び請求明細書の写し

(3) 出席者全員が確認できる集合写真等

(4) 交付対象出席者分のアンケート調査書（移動端末設備を用いてアンケートに回答した交付対象出席者に係るものを除く。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の交付申請書兼報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに市長に所定の請求書により補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金

を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。